

### 第1章 市民生活の安定

事件等の緊急事態が発生した場合、多数の市民が負傷したり、財産に損害を受けるなどの被害等を受け、心の動揺や生活の混乱をきたすことが考えられる。本市は関係機関等とも相互に協力して、被害等を受けた市民の生活の早期回復を促進するための措置を講じ、もって早期安定と社会秩序の維持を図ることとする。

#### 第1節 情報の提供

緊急対策の実施により、事件等の緊急事態の收拾が図られた後は、市民の安心を図るために今後の対応などの情報を、順次、市民へ情報提供する。

#### 第2節 被害者等への支援

##### 1 心身の健康相談の実施

市・区本部長は、事件等の緊急事態の発生にともなう心身の健康の不安等の解消のため、必要に応じて、区役所等における相談窓口の開設を指示する。

##### 2 臨時市・区民相談室の継続設置

市民局長及び区本部長は、第3部第3章第5節に定める臨時市・区民相談室を開設した場合は、臨時市・区民相談室が必要であると認められる期間は継続して開設し、市民生活の早期回復のための相談・要望等に対応するとともに相談等で得られた有用な情報を関係局長、区本部長に提供する。

### 第2章 検証

事件等の緊急事態の收拾後には、関連区局において必ず検証を行い、その結果を本計画や細部計画等に反映させ、危機管理の実効性を高める。このことにより、本市の事件等の緊急事態に対する機能を向上させ、対応を万全なものとする。

#### 第1節 記録・分析

事件等の緊急事態の收拾後に、第3部第3章第3節に定める事件等の緊急事態の記録や事前対策等の意思決定、活動などの対応記録を収集、分析した後、活動結果としてまとめる。

#### 第2節 再発防止策

事件等の緊急事態の発生原因、被害拡大要因を分析、究明し、発生原因が同様な事案や類似する事案に対して再発防止を図る目的から、早急に再発防止策を定め、その実施に努める。

#### 第3節 計画等の見直しと改訂

区局は、活動結果、再発防止策等に基づき既存の細部計画等の見直しを実施して、必要に応じて改訂等を行う。また、その結果を本計画に反映させる。